

声 明

2007年6月15日

鹿児島「中国残留日本人孤児」国家賠償請求訴訟原告団

本日、札幌地裁と高知地裁で「残留日本人孤児」国家賠償請求訴訟の判決が相次いで出されました。残念ながら、両地裁とも、原告の願いをふみにじって、国家賠償をみとめない請求棄却の判決を言い渡しました。これまでの大坂、東京、徳島、名古屋、広島の各地裁判決にひきつづいて、国の早期帰国支援義務違反、自立支援義務違反を認めない判決でした。

いわば国の「棄民」政策が問われているこの「中国残留日本人孤児訴訟」でのあいつぐ棄却判決は、国の無慈悲な施策を容認し、戦争中および戦後の「孤児」の悲惨な状況を無視したものです。原告ら「孤児」の切なる願いはまたも裁判官に届きませんでした。私たちは怒りと失望を感じざるをえません。

鹿児島の訴訟はいよいよ8月8日に結審を迎え、秋には判決が予定されています。全国的には敗訴判決がつづきましたが、鹿児島ではなんとしても勝訴するために、最後の力をふりしぶりたいと思います。

6月12日には、いま多くの「孤児」が受給している生活保護に代わる新しい支援策を「『中国残留邦人』の支援のあり方を検討する有識者会議」が提言しました。裁判での勝利にむけての努力と合わせて、「日本に帰ってきて本当によかった」と「孤児」全員が思えるような全面的な解決策が実現できるように政府に私たちの「思い」を強く伝えていきたいと考えています。